

2014年4月15日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

社会福祉法人日本盲人会連合  
会長 竹下 義樹

一般財団法人全日本ろうあ連盟  
理事長 石野富志三郎

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
理事長 高岡 正

社会福祉法人全国盲ろう者協会  
理事長 阪田 雅裕

## 要 望 書

以下のことについて、要望しますので、よろしくお取り計らい下さい。

### 記

- 1 わが国のすべての省庁を統括する立場にある内閣府において、視覚、聴覚、言語の機能障害その他の障害のため「情報アクセス・コミュニケーション保障」の法制化を検討する検討会を立ち上げてください。
- 2 この検討会には、私たち障害当事者 4 団体からそれぞれ最低 1 名以上を委員として加えてください。

### 理由

1. 私たちの自己選択や自己決定には、その前提となる情報が十分に保障される必要がありますが、視覚、聴覚、言語の機能障害がある者にとっては、常に情報から疎外されており、支援を受けなければその場での外界の状況すらも十分に把握できない状況におかれています。

日本国憲法の第 3 章 国民の権利及び義務において、基本的人権（第 11 条）、平等権（第 14 条）、参政権（第 15 条）、教育を受ける権利（第 26 条）、裁判を

受ける権利（第 32 条）等が規定されています。しかし、視覚、聴覚、言語の機能障害を持つ私たちはこれらの権利を行使しようとするときに必要な「情報アクセス」や「コミュニケーション」が保障されておられません。

わが国は、2014 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准しました。すでにその効力は国内でも発効しています。この障害者権利条約では「アクセシビリティ」は重要な考えとして示されています。わが国においても、この概念の実現に向け、あらゆる障害者を対象とした「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定が必要となります。

2. 本要望を行う私たち団体は、わが国における感覚障害を有する障害者を代表する当事者団体です。視覚、聴覚、言語の機能障害については、その程度や発症時期、あるいはその重複の度合いによって障害特性は同一でなく多様であります。また、その多様な特性によって、情報アクセスの方法やコミュニケーション手段も、多様です。

したがって、情報アクセス・コミュニケーション保障に関する検討の際には、私たち団体からそれぞれの代表が検討会に加わる必要不可欠です。

以 上